

100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円

# 委託契約書

## (長期継続契約)

発注者 新発田市 と 受注者 とは、以下に定める条項により契約を締結し、受注者は信義に従って誠実にこれを履行する。

### (目的)

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- 業務の名称 三光地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託
- 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- 実施場所 三光浄化センター ほか

### (委託期間)

第2条 業務の委託期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとする。

### (委託料)

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

- 前項の委託料の取引に係る消費税及び地方消費税の額は、契約期間中に税率が変更になったときは、その変更税率等によるものとする。
- 本契約書に定める以外の作業については、別途精算するものとする。

### (契約保証金)

第4条 受注者が発注者に納付する契約保証金については、新発田市契約規則第40条第7号の規定により免除する。

### (実地調査等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随意実地に調査し、受注者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めるほか必要な指示をすることができる。

- 本契約書に定める以外の作業については、別途精算するものとする。

### (成果報告書の提出)

第6条 受注者は、別紙仕様書に定めた業務の実施を完了したときは、その都度遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

### (成果報告に基づく指示)

第7条 発注者は、成果報告書を受領したときは、業務の成果を確認の上、受注者に対して必要な指示をするものとする。

- 2 受注者は、前項の指示を受けたときは、発注者の指定する期間内に必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の措置に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、その措置が受注者の責めに起因しないときは発注者の負担とする。

(予算の減額又は削除に伴う契約)

第8条 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削減があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

(委託料の支払)

第9条 受注者は、第3条に定める委託料を、毎月業務終了後、実施した業務の明細を記載した支払請求書を作成し、その翌月に発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項により受注者の提出する適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に受注者へ支払うものとする。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(規則等の適用)

第11条 この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則（平成18年新発田市規則第35号）、新発田市委託契約約款、機密情報に関する特記事項及び関係法令に従うものとし、そのほかこの契約に関して疑義が生じたときは、両者協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証としてこの証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 新発田市中心部3丁目3番3号  
新発田市  
新発田市長 二階堂 馨

受注者